

# 食品安全委員会栄養成分関連添加物ワーキンググループ

## 第20回会合議事録

1.日時 令和5年11月15日（水） 14:00～14:22

2.場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）

### 3.議事

- (1) 専門委員等の紹介
- (2) ワーキンググループの運営等について
- (3) 令和5年度食品安全委員会運営計画について
- (4) 座長の選出・座長代理の指名
- (5) その他

### 4.出席者

（栄養成分関連添加物ワーキンググループ専門委員）

吉田座長、朝倉専門委員、石見専門委員、伊吹専門委員、上西専門委員、  
内山専門委員、松井専門委員、横田専門委員

（食品安全委員会委員）

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員

（事務局）

及川事務局次長、紀平評価第一課長、今井評価情報分析官、  
田辺課長補佐、福永係長、庄司技術参与

### 5.配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に係る確認書について

資料1-4 栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置について（平成27年9月29日食品安全委員会決定）

資料2 令和5年度食品安全委員会運営計画

## 6.議事内容

○今井評価情報分析官 定刻となりましたので、ただいまより第20回「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局、評価情報分析官の今井でございます。座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議システムを併用した形で、公開で開催しております。

また、本ワーキンググループの様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日は、本年10月1日に専門委員の改選が行われた後、最初の会合となりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会委員長の山本でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長としてお礼を申し上げます。

既に岸田内閣総理大臣から、令和5年10月1日付で、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。

専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループについては、委員長が指名することになっており、先生方を栄養成分関連添加物ワーキンググループに所属する専門委員として指名させていただきました。

食品添加物につきましては、従前、添加物専門調査会において調査審議が行われておりましたが、食品添加物のうち、ビタミン、ミネラル等を含有し、それらを栄養強化目的で使用する添加物につきましては、一般的な添加物とは異なる観点からの評価も必要となることから、平成27年10月に食品安全委員会に栄養成分関連添加物ワーキンググループが設置され、栄養学等の幅広い分野の専門委員の御参加も得て、食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行っていただいております。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願い申し上げます。

通常、私どもが考える科学は、精密なデータを基に正確な解答、真理を求めていくものです。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、いわゆるレギュラトリーサイエンスの一部であると考えられています。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

なお、ワーキンググループの審議につきましては原則公開となっております。先生方の

これまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただけ、情報の共有にも資するものと考えております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられています。専門委員としての任務は、食の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○今井評価情報分析官 山本委員長、ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料を確認いたします。

○田辺課長補佐 事務局です。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに、資料が次の4点ございます。

資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」。

資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料1-3、資料1-2の関係の確認書。

資料1-4「栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置について」。

そして、資料2「令和5年度食品安全委員会運営計画」。

以上の配付資料の不足等について、ございませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

○今井評価情報分析官 それでは、議事に入ります。

議事(1)の「専門委員等の紹介」でございます。

お手元の専門委員名簿を御覧ください。

栄養成分関連添加物ワーキンググループは、11名の専門委員から構成されております。

私のほうから、名簿の順番でお名前を御紹介させていただきます。

朝倉敬子専門委員でございます。

石見佳子専門委員でございます。

伊吹裕子専門委員でございます。

上西一弘専門委員でございます。

内山奈穂子専門委員でございます。

澤田典絵専門委員、祖父江友孝専門委員、高須伸二専門委員は、本日御都合により御欠席です。

松井徹専門委員でございます。

横田恵理子専門委員でございます。

吉田宗弘専門委員でございます。

食品安全委員会からは、山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員に御出席いただいております。

最後に、本日出席の事務局の御紹介をさせていただきます。

事務局次長の及川、評価第一課長の紀平、課長補佐の田辺、係長の福永、技術参与の庄司、最後に私、今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（2）「ワーキンググループの運営等について」でございます。

資料1-1、資料1-2及び資料1-4に基づきまして、要点のみ御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。

「食品安全委員会専門調査会等運営規程」でございます。

第2条に専門調査会の設置等について定めており、ワーキンググループの運営にも準用されるものでございます。

第2条第3項におきまして、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」と規定されております。

その数行下、第2条第5項でございますが、座長代理の指名について規定をしております。

第3条は議事録の作成について定めております。

このページの最後、第4条第1項は、「座長は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」と規定をされております。

2ページ、第4条第3項でございますが、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」としております。

第6条はワーキンググループに関する規定でございます。

第6条第3項でございますが、専門調査会についての規定を準用する旨が定められております。

続きまして、資料1-2「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

ページ中ほどにございます「2 委員会等における調査審議等への参加について」を御覧ください。

(1) 委員会等は、その所属する委員または専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとするとして規定されており、具体的には①から次のページの上段の⑥まで記載がございますが、申請資料の作成に協力した場合などが定められておりますので、御確認いただければと思います。

2ページの(2)でございますが、任命された日から起算して過去3年間において、該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出するものとしてされており、各委員より既に提出いただいております。

その下、(4)でございますが、確認書の提出があった日以降に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行うという規定でございます。

続きまして、資料1-4を御覧ください。

「栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置について」でございます。

1の本ワーキンググループの趣旨及び設置を御覧いただければと思います。

ビタミン、ミネラル等を含有し、栄養強化の目的で使用する添加物の食品健康影響評価については、一般的な添加物とは異なる観点からの評価が必要となることから、栄養学等の幅広い分野の専門委員の参加も得て、調査審議を行う必要があり、本ワーキンググループを設置することとしたものでございます。

「2 所掌事務」でございますが、「ワーキンググループは、栄養成分関連添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う」こととなっております。

「3 構成及び運営」には、これまで御説明してきた内容に準じたものが記載されております。

2ページの(9)でございますが、ワーキンググループの会議、議事録等の公開に関する事項について規定されております。

資料の説明は以上でございます。

御質問などはございますでしょうか。

よろしければ、ただいま御説明をいたしました内容につきまして御理解、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただければと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、議事(3)「令和5年度食品安全委員会運営計画について」に移らせていただきます。

食品安全委員会におきましては、毎年度運営計画を策定しておりまして、年度当初の各専門調査会及びワーキンググループで内容について御説明をさせていただいております。

本ワーキンググループにつきましては、今年度最初の会合でございますので、年度途中ではございますが、令和5年度食品安全委員会運営計画について御紹介をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

全体の構成としましては、第1が令和5年度における委員会の事業運営方針、第2が委員会の運営全般、第3以降に個別の内容を記載しているという構成でございます。

次の1ページでございますが、審議の経緯についてお示ししております。

続きまして、2ページでございます。

「第1 令和5年度における委員会の事業運営方針」でございますが、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていくとしております。

第2が委員会の運営全般についてでございます。

「(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催」のとおり、食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。また、効率的な調査審議を実施するため、ワーキンググループの設置などの取組を行うとしております。

先生方には、お忙しいことと存じますが、引き続きよろしくお願いいたします。

「(6) 委員会におけるDXの取組について」でございますが、食品健康影響評価書及び

委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討を行う。また、リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、データベースやAI等デジタル技術の活用可能性について検討を進めることとしております。

続きまして、3ページでございます。

「第3 食品健康影響評価の実施」についてでございます。

1の(1)でございますが、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件につきましては、早期に評価を終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行うとしております。

また、(2)でございますが、企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価につきましては、標準処理期間内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行うとしていただいております。

続きまして、「2 評価ガイドライン等の策定等」におきましては、遺伝子組換え食品等について、安全性評価基準の改正に向けた調査審議を引き続き行うとしまして、併せて評価を行うための「技術的文書」の検討を進めるとしてしております。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けて、引き続き検討を進めるとしてしております。

4ページから、「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」の記載がございまして、また、6ページから9ページにかけて「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」として、様々な媒体を通じた情報発信や、8ページに記載がございまして、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発などを記載してしております。

続きまして、10ページにお進みいただきまして、「第9 国際協調の推進」でございます。次の11ページに「3 海外の食品安全機関等との連携強化」の記載がございまして、その中の下3行でございますが、令和5年度の食品安全委員会の設立20周年を記念しまして、海外のリスク評価に係る機関を招いた国際シンポジウムを開催いたしました。

簡単ではございますが、令和5年度の運営計画の説明は以上でございます。

御質問などはございますでしょうか。

よろしければ、次に議事(4)の「座長の選出・座長代理の指名」に進ませていただきます。

まずは、座長の選出をお願いしたいと思います。

座長につきましては、資料1-4のワーキンググループの設置についての3(2)に、「WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。」とされております。

専門委員の先生方から御発言をお願いできればと思います。

朝倉専門委員、お願いいたします。

○朝倉専門委員 座長ですけれども、これまでの御経験、御見識から、吉田専門委員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

○今井評価情報分析官 朝倉専門委員、ありがとうございます。

ただいま、朝倉専門委員から吉田専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同いただけます場合は、拍手または青色の同意カードを御提示いただければと思います。

(専門委員首肯)

○今井評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に吉田専門委員が互選されました。

吉田座長、よろしく願いいたします。一言御挨拶をお願いできればと思います。

○吉田座長 吉田でございます。

ただいま御指名にあずかりました。私も70歳になりましたので、こちらも卒業かなと思っておりました。ところが、改選の時期にまだ69歳でございましたので、もう一期やれということになりました。引き続き座長もやれということでございますが、これが最後の御奉公であろうと思ってお引き受けさせていただきます。

栄養成分ワーキングは審議の案件がしばらくなくて、開店休業の状態でございますが、何かあるときは先生方の御協力を仰ぎまして、円滑に議事を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○今井評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、「栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置について」の3(4)に、「座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とございますので、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行は吉田座長にお願いいたします。

○吉田座長 それでは、今、事務局から説明がありましたように、座長代理の指名を私のほうからさせていただきたいと思っております。

本日御欠席でいらっしゃるのですけれども、高須伸二専門委員を座長代理という形で御指名をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(専門委員首肯)

○吉田座長 それでは、御同意いただいたということで、どうもありがとうございます。

本日、高須専門委員は御欠席でございますので、また事務局のほうから連絡等よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議事の(5)に移るわけではありますが、議事の(5)というのは「その他」でございまして、全般を通してでも結構でございますので、この栄養成分関連添加物ワーキンググループ全般のことに関して、先生方のほうから何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、非常に簡単ではございますけれども、本日の栄養成分関連添加物ワーキンググループはこれで全ての議事が終了でございます。

事務局のほうから、次回の予定等があればお知らせをお願いいたします。

○田辺課長補佐 事務局です。

次回については、日程等が決まり次第、御連絡させていただきます。

○吉田座長 どうもありがとうございます。

それでは、これで第20回の「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」は閉会でございます。

どうも先生方、ありがとうございました。